

# 神戸市民間児童福祉施設運営費等補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、市が民間児童福祉施設（以下「施設」という。）に対して、運営費等に係る補助金を交付することについて、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月2日神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (補助金の種類等)

第2条 この要綱で、補助金とは、施設運営費補助金をいい、施設の運営に要する費用に充てるものとする。

## (対象)

第3条 補助金の交付を受けることのできるものは、別表に掲げるもの（里親については、神戸市里親登録簿に登録されているもの）とする。

ただし、国及び地方公共団体から運営委託を受けている施設、社会福祉事業団の経営する施設は除く。

2 次の各号に該当する施設は、補助金を受けることができない。

- (1) 市が定める条例、規則、要綱又は規程に違反した施設
- (2) 当該年度において、前年度末における「当期末支払資金残高」及び「積立金（人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金）」の合計額が、当該「施設経理区分」の前年度収入決算額（ただし、積立（人件費積立、修繕積立、備品等購入積立）預金取崩収入を除く。）の6か月分相当額以上を有する保育所および幼保連携型認定こども園以外の施設。
- (3) 当該年度において、前年度末における「当期末支払資金残高」及び「積立金（人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金及び保育所施設・設備整備積立金）」の合計額が、当該「施設経理区分」の前年度収入決算額（ただし、施設整備等補助金収入、施設整備等寄付金収入、借入金収入、借入金元金償還補助金収入及び積立預金取崩収入を除く。）の6か月分相当額以上を有する保育所および幼保連携型認定こども園（学校法人立を除く）の施設。
- (4) 当該年度において、前年度末における「流動資産-流動負債」及び「積立金（第2号基

「**本**金引当資産、引当特定預金）」の合計額が、当該「幼稚園部門」の前年度収入決算額（ただし、第2号基本金引当資産取崩、引当特定預金取崩を除く。）の6か月分相当額以上を有する幼保連携型認定こども園（学校法人立）の施設。

(5) その他市長が適当でないとした施設

#### （補助金の額）

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で、別表に定める施設別単価に毎月の末日現在（児童福祉法に規定する施設にあっては、毎月の初日現在とする。）で地方公共団体の長が委託又は措置している（保育所および幼保連携型認定こども園にあっては保育を実施している）人員数（以下「現員数」という。）を乗じて得た額とする。

#### （交付の方法）

第5条 市長は、第3条第1項により補助対象となる施設に対して、4月又は10月を交付基準月とし、それぞれ当該各号に掲げる金額を交付するものとする。

(1) 引き続き補助金の交付を受ける施設にあっては、それぞれの交付基準月前6月の各月現員数により算定した額を、交付基準月以後6か月間の補助金として交付するものとする。

(2) 新たに対象となった施設が初めて交付基準月を迎えたときは、対象となった月から交付基準月の前月までの各月現員数により算定した額を交付するものとする。

ただし、新たに対象となった月の運営日が、15日未満である施設にあっては、該当月の翌月から交付基準月の前月までの各月現員数により算定した額を交付するものとする。

2 保育所、幼保連携型認定こども園および里親については、第1項の規定にかかわらず、毎年9月及び3月を交付月とし、交付月を含む前6か月の各月現員数により算定した額を、当該6か月間の補助金として交付するものとする。

3 施設が廃止、休止又は停止等により補助金交付の対象外となったときは、対象外となった日の属する月の翌月から次の交付基準月の前月までの期間に相当する補助金を返還しなければならない。

#### （申請等）

第6条 補助金を受けようとする施設の代表者（以下「申請者」という。）は、申請書（様式第1号）を添付書類とともに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交

付の決定をし、その旨を交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、補助金の交付に際し、必要な条件を付することができる。
- 4 第2項の通知を受けた申請者は、請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、市長の認めるものについては、請求書を省略することができる。
- 6 保育所および幼保連携型認定こども園以外の施設については、次の交付基準月の申請書において実績を確認することとし、市長は、必要に応じて補助金の精算をするものとする。

#### （施行の細則）

第7条 この要綱の施行に関して必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

施設運営費補助金

区 分	施 設 種 別	単 価
児童福祉法に 規定する施設	児童養護施設 里親・ファミリーホーム 情緒障害児短期治療施設	2,300円
	乳 児 院	2,400円
	母子生活支援施設	570円
	保 育 所 幼保連携型認定こども園	2,100円